

みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ貸出要領

平成 24 年 8 月 3 日
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

(趣旨)

第1条 この要領は、みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸出すことにより、ボラみん及びボランティア活動を広く普及啓発するため、着ぐるみの貸出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出期間)

第2条 着ぐるみの貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(貸出の申込み)

第3条 借受けを希望する者は、みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ貸出承認申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要な書類を添付して提出し、宮崎県社会福祉協議会(以下「本会」という。)会長の承認を受けなければならない。

(貸出の承認)

第4条 本会会長は、申込書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号)により通知するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ貸出不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他本会会長が適当でないとき。

(使用料)

第5条 着ぐるみの貸出しの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出し期間を遵守すること。
- (3) みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ使用状況報告書(様式第4号)及び使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他本会会長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し等)

第7条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、本会会長は承認を取り消すことができる。この場合において本会会長はみやざきのボランティアマスケットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第5号）によりその者に通知するものとする。

2 本会会長は、借受者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第8条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第9条 借受者が着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

（本会の責任）

第10条 着ぐるみの貸出しにより借受者が被った損害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、本会は一切の責めを負わない。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月3日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ
貸出承認申込書

年 月 日

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長 殿

住 所
団体名
氏 名
電話番号

下記のとおり着ぐるみを借受けたいので申し込みます。

記

1 使用目的（行事名等）

2 使用期間

.....
.....年 月 日 から年 月 日 まで

4 借受日・返却日

.....年 月 日 借受年 月 日 返却

5 担当者連絡先

氏 名 電話番号

6 添付書類（企画書等）

着ぐるみの貸出しについては、「みやざきのボランティアマスコットキャラクター『ボラみん』着ぐるみ貸出要領」に従います。

様式第2号（第4条関係）

みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ
貸出承認通知書

年 月 日

様

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付けで申込みのありました着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

1 貸出期間

貸出日	年	月	日					
使用期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
返却日	年	月	日					

2 注意事項

- (1) みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ貸出承認申込書の内容のとおりを使用すること。
- (2) みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ貸出要領を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ
貸出不承認通知書

年 月 日

様

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付けで申込みのありました着ぐるみの貸出しについて、下記の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

様式第4号（第6条関係）

みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」
着ぐるみ使用状況報告書

年 月 日

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長 殿

住 所
団 体 名
氏 名
電話番号

下記のとおり、「ボラみん」の着ぐるみの使用状況を報告します。

記

使用目的 （行事名等）	
実施日	年 月 日（ ） から 日間
使用場所	
使用状況の様子 （本会発行の機関誌 等に使用させていた だく場合があります。）	
その他	

*** 報告書の提出と併せて、使用した際の写真の提出をお願いします。**

着ぐるみを汚損した場合には補修又はクリーニングをお願いします。

様式第5号（第7条関係）

みやざきのボランティアマスコットキャラクター「ボラみん」着ぐるみ
貸出承認取消通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付けで承認しました着ぐるみの貸出しについて、下記の理由により取消します。

記

取消しの理由